

## 平成28年度第2回伊賀市図書館協議会会議録

日時：平成28年7月26日（火）14：00～15：50

場所：上野図書館2階視聴覚室

出席者 高倉委員（会長）、水口委員、松田委員、石橋委員、山口委員、  
和田委員、稲ヶ部委員、吉井委員、常喜委員  
（欠席）清水委員

上野図書館：清水館長、森主査、岡本司書

いがまち図書室：前山分館長、島ヶ原図書室：森嶋分館長、

阿山図書室：福永分館長、青山図書室：居附分館長

大山田図書室：欠席

## 内容

## 1. 高倉会長あいさつ

## 2. 協議事項

(1) 伊賀市新図書館の管理運営のあり方について

協議会資料

議事は高倉会長が進行

## 主な質問・意見

会 長：新図書館の運営について、伊賀市新図書館計画の中にこの協議会に諮る事項があるのでそれに沿って審議をしている。どういう運営方針が最もふさわしいのか、整理をしていきたい。資料として6項目にまとめてみた。

一番めは「知る自由」の保障と、住民自治のための判断材料（資料・情報）の提供、この点については承認いただけるか。

委 員：（全員承認）

会 長：この使命を果たすには、どういう運営方法がもっとも妥当なのかご意見いただきたい。ただ、PFIについては、選択肢の中で妥当性を欠くものとして除外するが、それも承認いただけるか。理由としては検証・結果がまだどこも出ていない。その他さまざまリスクをもし伊賀市が採用するとすると、それを背負わなければならないということでPFIは除外する。

運営上の選択肢として、「直営」「直営＋業務委託」「指定管理」この3つの選択肢の中からよりふさわしいものを選び出すということになる。

この3つの中でどれが妥当なのかご意見いただきたい。

委員：図書館の重要性を考えると直営がよいと思う。業務委託も有りかなと思う。

会長：直営ないし、直営プラス業務委託がいいのではないかといいことですね。他のご意見はありますか。

委員：資料の6項目を達成するとなると、新しい図書館は今より規模が大きくなるわけですね。すると人手が今より足りなくなる。それは考えなくてよいのか。その場合、指定管理も有りになるかと思うが。

会長：その点も含めて総合的に判断していただきたい。

委員：新図書館は間違いなく現図書館より大きくなるということは確か。確実に人手が増えると考えられる。

会長：計画の中でも物理的に大きくなるのは確かだ。あと、サービスの質も向上させなくてはならない。今の状態をスライドさせるものではない。すべてをグレードアップさせなければならない。

そして図書館は無料貸本屋ではない。社会的責任を負っている大切な施設。

図書館には理念がある。伊賀市の市民が自分でものを考えて、自分で判断をして地域の主役となって、この地域を自分達自身が手作りしていく。そのための材料を提供するところ。いろいろなものと闘いながら、いろいろな圧力を跳ね返しながらか、図書館を運営していくんだということになる

これは市場原理の世界ではないわけです。指定管理に委ねるということは民間のノウハウを得るかわりに図書館を市場原理の中に投入することになる。そのことを考えると、自治体にとってどうして図書館が大事なのかということは、一番大事なことを図書館が担っているんだということ。

自治体が一貫して責任を持つということ。となると、直営という形が最もふさわしいのではないかといいことになる。図書館は「知る自由」を人々に保障する。それが一番民主主義の、あるいは住民自治のベースのなるもの、だから図書館は必要なんだということ。そして美術館や博物館と違って図書館は無料であることが大切。これらのことから一番目の項目については「直営」がふさわしいということですね。

それでは2番目の「学び・創造・憩い」のための快適なコミュニケーション空間の創造についてはどうか。

あと3番目の子どもの成長を支える積極的な児童サービスの展開も一緒に考えていただけたらと思います。

委員：憩いだけなら商業ベースにのせてできると思うが、どういうものを求めていくか、伊賀市独特のものを考えると、これも直営がふさわしいのではないか。ただ商業ベースにのせるだけでは納得がいかない。図書館の持つ憩いの創造から外れてしまうのではないか。子どもの成長ということについても特に直営でやっていただきたい。学校との連携などいろいろ取組めることがある。伊賀市の中できちんと子どもを見ていけるのは、それができるのは直営だと思う。

会長：確かに快適な空間を作るというのは、実はかつての直営図書館よりも民間が運営する図書館が先にやったということはある。かつての図書館は行政が図書館に対して無関心だった。多くのところでそういう現象が見られた。三重県でもそうだった。図書館を非常に安直な見方を行政サイドがしていた。図書館はとりあえず建物があって、人がいたら誰でもいいんだという形できたので、県内の図書館がどうなっていったかということ、図書館後進県になっていった。市民も図書館に見向きも関心も抱かなくなった。勉強する人たちだけが行くところ、あるいはマニアックな趣味を持った人だけが行くところというようになってしまった。入館者も貸出数も減っていった。そうなる図書館はコミュニティから見捨てられていて、ごく一部の人だけの満足のために存在するというようなものに、かなりの図書館がなっていった。そうなる資料費もどんどん減額されていく。働く人のモチベーションもどんどん低下していく。負のスパイラルの中に図書館は陥っていた。そのことに対して危機意識を持つ人たちがいた。このまま放っておいたら図書館のことを誰も理解してくれないので民間に委託して民間のノウハウを活用してもっと明るくて楽しくて賑やかで快適な居心地のいい空間を作るんだといくようなことを実は成功したところもかなり出てきた。ただ、かつての劣悪な状態から脱することはできたが、私たちが求めている新しい図書館というものは、少し良くなりましたというものではなくて、かなり、ずっといい図書館サービスが社会的に機能するように望むということになってくる。指定管理でそれが機能するのかということ、指定管理は3年や5年の期限付き契約になる。そこで蓄えられた職員の知識やスキルというものが3年経ったら業者が変わるかもしれない、さらに職員はあくまでも業者の職員ですから、入れ代わり立ち代りして行って伊賀市の図書館の人材として育てることはできない。これが問題になってくる。

もう一つ上の良質なサービスを考えていく、コミュニケーション空間を作るというのなら、かつての劣悪な状況に後戻りするような直営ではいけない。

指定管理を取り入れて良くなった形よりもさらにステップアップした形の直営。そういうものを構想できないかということが可能なのではないかと。そういう図書館をぜひ作ってもらわないといけない。そのためには図書館に対して行政サイドが無関心で放りっぱなしというのではなくて、自治体における大切な生涯学習の拠点施設として自治体も責任を持って運営をしていくという形ができないといけない。

一概に言うことはできないが、多くの指定管理の図書館で業務をしている人達は、給与が非常に安い。人件費を安くしないと利潤に繋がらない。業者は何らかの利潤をとっていかなくてはならない。資格を持った専門的な職種にも係らず、司書は劣悪な状況に置かれている。指定管理の中で定められた給与で働くというところのような状況になってくる。すると人が定着しない。定着しないとすると、スキルが蓄積されていかない。

新しい図書館が達成しようとする「学び・創造・憩い」の目的は、そういう状況では達成できない。とするならば、直営と考えることは利にかなっている。そしてその直営というのは自治体は図書館に責任を持つということ。それが必要になってくる。そして司書を育て上げていく。そういう制度を作り上げていくことが前提の直営が必要。

次に4番目の「歴史的遺産（郷土資料）の保存と、積極的な活用」と5番目の「伊賀市の「賑わい創出」に向けての、中核施設としての活動」についてはどうか。

委員：郷土資料を継続して保存していくには、価値がわかる人が必要。そういうことを考えると直営かなと思う。賑わい創出の中核施設としては、何が必要か市民の声を集めることができるのも、行政（直営）の方が集めやすいと思う。

委員：郷土資料の扱いについてはやはり直営がよいと思うが、施設の管理については一部指定管理でもよいのではないかと。

会長：歴史的遺産については、永続的に保存しなくてはいけないので、直営の形がふさわしいということですね。

賑わいの中核施設としては、指定管理を導入してもいいのではないかとのご意見だった。

委員：歴史的遺産の保存は伊賀市のために守っていかなくてはならない財産だと思うので市が管理していかなくてはならないと思うが、積極的な活用という部分については、行政ではなかなかできないのではないかと。分けられるならば、分けた方がよいのではないかと。

たとえば、子どものコーナーだけは一部特化した業者に任せるとか、そういうことはできないか。中心市街地の賑わいを出すのは行政だけでは難しいと思う。そういう方法はとれるのか。

会長：一つの図書館の中に、複数の業者が入ってバラバラに運営しているところはない。図書館サービスとしての一体化が必要になるため、非常に難しい。分散化をしてしまうと、業者に任せる部分が小さくなるので、業者に対する報酬も小さくなる。伊賀市規模だと中身をあまり小さくしてしまうと手を上げてくれる業者もないだろう。図書館の全体の指定管理でも多くて2社か3社である。一部業務委託だと1社しか来ないケースが多い。それをさらに細分化してしまうとかなり難しい。

さきほど、施設管理のみを指定管理にという意見があったが、もう少し具体的に説明をお願いします。

委員：市民に貸し出す部屋などがあれば、収入が見込める部分があると思うので、図書館業務以外の部分で指定管理者の導入がどうかを考えた。

会長：新しい図書館は複合施設を前提にしている。協議会として司書が担う業務の部分がどうなのかを協議したい。司書が果たす賑わい創出はたくさんあると思う。先ほど意見のあった歴史的遺産を活用するのは行政は弱いという部分では、活用するのは行政ではなく、司書がやる。専門的な知識と活用の技術まで基礎的なものを持ってもらうように司書を市側が育てなくてはならない。そうすると、地元の司書が地元の資料を愛着を持って活用できる。専門職だから磨いてもらわなければならない。また、それができる資質がある人を採用することが大切。ただ資格を持っている人ではいけない。それには行政のバックアップが必要。

業者の司書を積極的に研修に出せるか。育てられるか。それはできない。行政が積極的に図書館に歩み寄ることが重要。そのために何が大切かという、人材をどうするのか、選び出すシステムを作らないといけない。その中で資質を見抜いて採用したらその人を育て上げていく。そしてその人が図書館で高いサービスを提供していく。1番目の問題にしても、2番目の児童サービス問題にしても、保存や利活用の問題にしても、賑わい創出、活性化のことにしても、それは全部繋がっていることなので、そういう人材を確保していく意味での直営は必要だと思う。

う。

ここでは、図書館の根幹的業務のみを議論の遡上にのせていただきたい。図書館が直営となったから、それに付帯する複合施設の機能やその他の駐車場や清掃などの業務についてはここで決めることではない。その点についてはよろしいか。

委員：一点、意見がある。ハイトピアの例を見ると、行政と商工会で管理会社を作って運営しているが、あの形になるとどうかと思う。市民が本当に入ってほしいテナントを思い切って入れることができていない。行政と商工会が絡んでいると、周りの店の邪魔になったらだめだということで、どうしてもそういう話になってしまう。賑わいの核となる図書館が入る施設も同じようになってしまったらどうかと思う。ハイトピアが成功なのか失敗なのかわからないが。

会長：やはり問題は司書が担う根幹的な図書館業務の部分と、それを盛り立てるための周辺業務をざっくりとわけて二つあるということ。

快適なコミュニケーション空間という部分では図書館の中で香り高いコーヒーを飲んだり、軽食をとれたりする、そこで本も開ける。そういう空間を作ろうというのが新しい図書館の計画のコンセプト。このあたりは司書が担う根幹的部分ではない。この部分では業務委託ないし指定管理の選択肢も有りうると思われる。いかがか。

委員：20代の息子にこの協議会の議題について意見を聞いてみた。スターバックスコーヒーなどがあれば行きたいと思う、忍者は世界的にブームなのになぜ、伊賀市はうまく活用しないのかななどの意見をもらった。

有名な業者が来ると、わざわざ若い世代が行くようになる。賑わいを見ていくのなら、若者が寄るような施設が一緒にあってほしい。

会長：新図書館は複合施設になるということから、そういうことは考えられる。

図書館は人が集まるところなので業者にとっても魅力的なところだと思う。図書館の根幹部分でない部分については指定管理ないし一部業務委託もあってよいか。みなさんはどう思うか。

委員：建物の管理の部分、どこまでの管理かはっきり提示した上での指定管理であるべき。複合施設であるということは、図書館と別の部分もそれぞれ運営を考えるわけですね。とすると、施設全体を管理するのは図書館でもなく、別に入るところでもないということになってくる。

会長：残念ながらそこはまだ決まっていないので難しいところだ。ですから基本的には

協議会としては図書館の部分しか議論ができない。

だから私たちが責任を持って出せるのは、図書館の根幹的な部分のみになる。資料の6項目にあげた部分は、図書館の業務と違う役割を果たそうというのとは違う。図書館の延長線の部分でより積極的な役割を果たそうということであって、図書館と関係ない仕事を入れていこうということではない。図書館業務の発展的な業務として可能だという視点。図書館は中核的な施設になり得る。

今、ここで明確に結論を出しうることは何なのかということ、図書館の根幹的な部分（司書業務）だけなんだということで、4番目、5番目についても直営でまとめることについてはよろしいか。

委員：（全員承認）

会長：最後の技術革新への対応と、効率的な運営についてはどうか。

委員：やはり直営が好ましいと思う。他の項目にも関わることなので、単独でできないと思う。

委員：根幹的な直営が主になってほしいと思う。ただ、行政というのは枠にはまったことしかできないので、新しい発想がなかなかできない。技術革新については民間のノウハウも活用する部分はあると考える。

会長：この部分でも直営がよいという意見だった。確かに業者の中にはかなり高い技術を持っている会社はある。しかし、コストもものすごく高い。実は図書館の指定管理は経費節減に使われるのが多い。行政が距離を持つということは経費を圧縮し高いところより、安いところと契約になってくる。そうなってくると、一番しわ寄せがくるのが、そこで働いている司書になる。官製ワーキングプアというようなことになる。これでは業者がいくら高い技術を持っていようと、どんなノウハウを持っていようと、

働く人達のモチベーションが上がらない、定着率が悪いということになってくる。そういう状況の指定管理であるならば、いくら技術を持っている業者であったとしても、期待はかけられない。それなら専門家ばかり集めた業者と同じレベルは難しいが、司書としてのプライド、能力を持った人達がそこにいて、そしてさらにそうした人達への市民のあたたかい眼差しがあって、そして行政の厚い処遇があって、そういうことなら、一般行政職ではなく司書なんですから、元来、技術革新のことも図書館情報学の中でかなり勉強をするわけです。公共図書館は大学図書館ほど、先端的な技術革新は求められない。それより市民のニーズに合

った図書館に手作りしていく方が実は大事だと思う。そういう意味で私も直営がふさわしいと思うがいかがか。

委員：（全員異議なし）

会長：それではこの協議会では新図書館に求められるものは何であるかと検討した上で、新図書館の運営のあり方というのは、直営、一部民間委託も含むという形、基本的には直営という形で運営を要請したいと結論づけたいがみなさん、どうか。

委員：（全員異議なし）

会長：それでは、図書館協議会として図書館長に対して、新図書館の運営は基本的には「直営」という形で要請したい。私たちの統一した見解とするので、よろしくお願いする。

会長：私たちが議論してきたこの議題は「伊賀市新図書館基本計画」に基づいて審議している。運営については「図書館協議会に諮る」と付託を受けている。計画検討当事から委員も改選されているので事務局から今一度、計画の概要を説明していただきたい。計画が今どのように動いているかも報告いただきたい。

事務局：「伊賀市新図書館基本計画」については、平成26年3月に策定して教育委員会で議決され公表できる形まで整えていた。ただ、市の方針と並行して進めていく必要があったので、議会での策定報告を経ての計画書の配布に至っていなかった。今年度9月に南庁舎の今後の活用の方向性を発表することになったので、図書館の方向性も見えてくることになる。ついては、南庁舎の利活用を含めた新しい施設のあり方を検討いただく際の図書館部分について、やっとこの計画について進めさせていただけることになる。計画の検討委員会に出席いただいて計画の策定に携わっていただいて検討いただいたみなさまには計画がさまざまな場面でまだ活用できていないこと、計画書の配布が遅延していることを深くお詫びします。

9月の南庁舎の今後の活用の方向性について議会に報告する際に、計画書を配布します。今日は新しい委員さんもおられるので、計画策定までの経過と答申の計画書の内容をさせていただきます。



事務局：（伊賀市新図書館基本計画・答申版で概要説明）

会 長：早急にこの計画を実施していただきたい。この計画は、伊賀市にどうしても、今、新しい図書館が必要だという前提で計画を審議してまとめて上げたものだ。諸般の事情はいろいろあると思うが、教育委員会から一歩も外に出ていなかったことは非常に残念である。

図書館協議会としては、この基本計画を尊重してもらって、何より迅速に早急に新図書館に向けての歩みを強力に推進していただきたい。

このことを、図書館長にも、教育長にも図書館協議会として強く要請する。